

大学体育授業における合理的配慮について

九州大学 高柳 茂 美

キーワード：大学体育，合理的配慮，アダプテッドコース，社会的障壁

1. はじめに

2013年（平成25）6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、2016年（平成28）に合理的配慮の提供が国立大学法人で法的義務を負うこととなった。さらに、2021年（令和3）の障害者差別解消法の改正により、2024年（令和6）から国公立、私立を問わず、すべての大学等において、不当な差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の不提供の禁止が法的義務とされることとなった。

大学に求められている合理的配慮については、授業内容や授業形態、大学環境、さらに学生の障害種別などにより、それぞれ必要とされることが異なってくる。大学体育授業においても、障害（慢性疾患・難病を含む）を理由に教育の機会を失することのない対応が必要とされることとなったが、講義科目とは異なり体育は実技を伴う授業であることからその対応には様々な困難の生じることが想定される。

本稿では、筆者の所属する九州大学における合理的配慮の体制と体育授業（健康・スポーツ科目）での実施内容を紹介し、大学体育授業における合理的配慮のあり方と今後の課題について検討する一助としたい。

2. 合理的配慮について

1) 合理的配慮とは

文部科学省検討会報告によると、大学等における合理的配慮とは「障害のある者が、他の者と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」（障害のある学生の修学支援に関する検討会第一次まとめ）と定義されている（文部科学省、2018）。

すなわち、障害者（慢性疾患・難病を含む）の平等な修学・就労機会を保障するため、過重な負担を伴わない範囲で、個々人に合わせた必要かつ適当な変更や調整を提供することを合理的配慮という。成績評価についてはダブルスタンダードを設けず、評価方法を工夫することにより、同じ能力の習得を保障する必要が生じる。

また、合理的配慮は、障害のある学生自身の意思表示が出発点となり、本人・教員・大学等が対話を行うことを通して、その社会的障壁⁽¹⁾を除去する方法について合意形成することが必要となってくる。

合理的配慮の義務化以前であれば、「体育実技」において障害・傷害等により運動・スポーツが実施不可能な学生に対して、他の学生と同等の活動は心身への負担が大きいため、あるいは、実施不可能であると判断して「見学」させ、レポート提出等の代替措置を実施する、という対応が多くみられたのではないだろうか。

傷害などのように一時的な状態であり、治療等によって学生の状態が変更可能な場合は、一定の時期を過ぎれば他の学生と同等の授業参加が期待できる。しかし、そもそも治療による変更が不可能な状況であれば、体育実技授業はほぼ「見学」のみであった学生も少なくなかったと思われる。

しかしながら、合理的配慮の定義に基づくと、学生が自己の状況によって授業参加の形態を変えるのではなく、大学側が学生の要望に合わせて変更・調整を行う義務を負うこととなる。従来の「見学」では他の学生と同等の教育の機会を提供しているとは言えないため、状況に応じて授業参加の方法を考える必要が生じてくる。

2) 九州大学における合理的配慮

九州大学では、2013年（平成25）より、キャンパスライフ・健康支援センターにコミュニケーション・バリアフリー支援室[2020年（令和2）にインクルージョン支援推進室と改称]が設置され、2020年（令和2）

から基幹教育院⁽²⁾に設置された合理的配慮コーディネーターとともに障害学生への対応を行っている。合理的配慮について「建設的対話の徹底」と「ダブルスタンダードの不可」を以下のように説明している⁽³⁾。

建設的対話の徹底

- ・合理的配慮の内容は学生と大学側が建設的対話を行い、合意形成の上、決定する。
- ・建設的対話においては本人の意思決定を重視し、本人への意思確認が不在のまま、一方的に合理的配慮の内容を決定してはならない。
- ・配慮内容について、周囲との均衡を失する又は過重な負担⁽⁴⁾が生じる内容がある場合には、その旨を本人に伝えた上で、代替手段を検討する。

ダブルスタンダードの不可

- ・合理的配慮は、学修の「機会の均等」を保障し、学修目標へ到達するための「方法の変更や調整」のためのものである。
- ・評価基準を変更したり、評価を甘くしたりすることは、ダブルスタンダードを設けることにあたる。
- ・成績評価の基準を変えないということは、障害の有無による有利不利をなくすことであり、また、授業を受講した学生に単位を出すということは学生がその授業の目指す到達目標に達していることを指す。
- ・教育の本質や評価基準の変更は合理的配慮に当てはまらない。

なお、障害の範囲は、「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある本学の職員等及び学生、その他本学が行う教育研究等の活動全般に参加する全てのもの」としている。

3) 合理的配慮提供の体制

合理的配慮の提供を希望する学生からの問い合わせに対応するため、大学全体として合理的配慮提供の体制を整えている。入学試験合格発表から入学式前後にかけての期間に申請数が多くなるが、入学後に障害が判明するなど学期途中で合理的配慮の提供を求める場合もある。

九州大学基幹教育における障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて以下に記載する。

- (1) 相談体制
障害のある学生（保護者の代行可）は、キャンパスライフ・健康支援センター インクルージョン支援推進室に相談する。相談を受けたインクルージョン支援推進室は、学生と面談を実施する。なお、学生との面談は、「面談責任者」および「面談対応者」が行う。
- (2) 合理的配慮要望書の作成・提出・送付
面談を通して必要な配慮を決定後、作成された要望書は、学生支援課を通じて基幹教育院 合理的配慮コーディネーターおよび各部局に提出・送付される。
- (3) 配慮内容の検討
基幹教育院長が配慮内容の検討を行った後、各授業担当教員に配慮依頼文書が送付される。
- (4) 配慮内容の通知
教員からの依頼文書への返答（書面による建設的対話）を受理後、事務が障害学生へ回答を送付する。
- (5) 建設的対話
さらに詳細な検討が必要な場合には、学生と教員、必要に応じて合理的配慮コーディネーターも参加の上、メール・面談等による建設的対話が実施される。
- (6) 配慮の実施
決定された配慮の実施にあたっては合理的配慮コーディネーターが調整・支援を行う。
- (7) モニタリング
学期末には、学生・教員に合理的配慮の実施状況についての振り返りを行ってもらう。

3. 九州大学「健康・スポーツ科目」について

1) 健康・スポーツ科目

九州大学では、体育に相当する科目として「健康・スポーツ科目」を開講しており、全学必修科目として「健康・スポーツ科学演習」（1年次前期開講）、選択科目として「身体運動科学実習ⅠⅡⅢⅣ」「健康・スポーツ科学講義ⅠⅡ」（1年次後期以降開講）がある（表1）。

「健康・スポーツ科学演習」では、2014年のカリキュラム改訂以降、以下の2つの目的を掲げている。

- ① 健康・体力を向上させるための身体運動あるいは心身トレーニングの原理と実践方法を学修する。
- ② ライフスキル（ストレス対処スキル、目標設定スキル、リーダーシップスキル、コミュニケーション

ンスキルなど)の修得・向上を目指す。

ここでは、健康・体力を維持・向上させるための「原理と実践方法の学修」、および、運動・スポーツ実践を通じた「ライフスキルの修得」が「授業目的」である。したがって、以前の「体育実技」のように「運動・スポーツのスキル獲得」「運動・スポーツを実施することを通して心身の健康を向上」させることが目的ではないことから、「病気・障害により運動ができない」という状況が、学修目標を達成するための障害とはならない。すなわち、学修目標へ到達するための「方法の変更や調整」を実施するために、例えば「運動・スポーツ実践」ではなく、他の手段によってライフスキルを修得するような授業参加への工夫を実施することで、「教育の本質や評価基準の変更」をすることなく受講が可能となる。

表1. 九州大学「健康・スポーツ科目」

「健康・スポーツ科目」
(必修) 健康・スポーツ科学演習
*一般コース
*アダプテッドコース
(選択) 身体運動科学実習 I II III IV
*一般コース
*実習 I のみアダプテッドコース
(選択) 健康・スポーツ科学講義 I II

2) アダプテッドコース (旧保健コース)

「健康・スポーツ科学演習」「身体運動科学実習 I」には「アダプテッドコース」が設けられており、病気やケガ、障害などの理由により「健康・スポーツ科学演習」「身体運動科学実習 I」(一般コース)の授業を受講することが困難な学生を対象としている。なお、「健康・スポーツ科学演習」では1週間に2コマ、「身体運動科学実習 I」では1週間に1コマ、5限目の時間帯に「アダプテッドコース」を開講している。

「アダプテッドコース」は、2014年(平成26)に旧「保健コース」から名称を変更したものである。九州大学では、1970年(昭和45)頃から「保健コース」を特設しており、病気・障害などの理由により一般学生と同等の「体育実技」の受講が困難な学生に対して、個別対応を実施してきた。当時のカリキュラムはいわゆる「体育実技」であり、授業目的は運動・スポーツを実施し、そのスキルを獲得することであるため、障害および傷害等により運動実施が不可能な学生は「保

健コース」を受講していた。一時的な傷害などの場合、治癒により通常の授業を受講できるようになれば、元のクラスに戻って受講するというシステムであった。

当時の「保健コース」には、「保健コース I (軽運動可)」・「保健コース II (運動禁止)」があり、健康科学センター(当時)の管理医との緊密な連携のもとで、対象者全員に対して個人の体力の状態に応じた身体活動を実施するように努めていた。

具体的には以下のような内容であった(九州大学健康科学センター年報, 1984)。

(1) 保健コース I (軽運動可)

管理医の診断により呼吸器系疾患、循環器系疾患、運動機能障害などのため、強度の運動が禁止されている学生が対象となる。身体機能回復運動、アーチェリー、卓球、バドミントンなどを軽度に行う。

(2) 保健コース II (運動禁止)

管理医の診断により運動を禁止されている学生が対象となる。健康指導及び生活指導が行われる。

以上のように、50年以上前から「保健コース」を実施していたという歴史的背景があるため、2016年(平成28)に合理的配慮の法的義務が生じる状況になっても、障害学生の受講に関して個別対応可能なシステムは整っているとの理解であった。

しかしながら、現在はカリキュラムの変更により、以前の「体育実技」とは授業目的が異なっている。前述したように、「健康・スポーツ科学演習」では、運動・スポーツの実践そのものが授業目的ではないことから、障害を有していても授業に参加することが可能になっている。そのようなことから、「アダプテッドコース」ではなく通常的一般コースの受講を希望し、その中で合理的配慮の提供を申請する学生が増えているのが現状である。

以前なら「アダプテッドコース(旧保健コース)」を受講していたと考えられる「骨折などの怪我程度」であれば、ほとんど全ての学生が一般コースを受講している。さらに、視覚障害、聴覚障害、あるいは身体障害などの学生も、合理的配慮の提供を申請して一般コースを受講することが非常に多くなった。

近年の「アダプテッドコース」受講者の障害種別は様々であるが、集団での受講に不安を感じる発達障害、精神障害などの学生が合理的配慮の提供を申請した上で受講することが多くなった。すなわち、個別あるいは比較的少人数での受講を希望する学生が多い。

さらに、合理的配慮の申請とは関係なく、精神的な

理由で医師・カウンセラーからの紹介を介して「アダプテッドコース」の受講を希望する学生が増えており、以前の「アダプテッドコース（旧保健コース）」の受講者とはその障害の内容が変化している傾向にある。

図1, 2は、近年の合理的配慮の申請数と「アダプテッドコース」の受講者数・登録者数であるが、両者の数は一致していない。つまり、合理的配慮の申請内容が必ずしも「アダプテッドコースの受講」ではなく「通常の授業の中での配慮の提供」であることを示している。

なお、一般コースの授業クラスで受講登録をして実際には「アダプテッドコース」を受講する学生（あるいは、その逆のケース）もいるため、受講者数と登録者数が必ずしも一致していない。例えば、

- ① 入学後すぐに「体育授業は受講できない」と自己判断して「アダプテッドコース」に受講登録をしたが、具体的に相談した結果、一般コースで受講可能なことを理解し、実際には「一般コース」で受講を希望したケース
- ② 「一般コース」で受講すると決めたものの、何らかの理由で困難が生じ、途中で「アダプテッドコース」の受講を希望してくるケースなどがある。

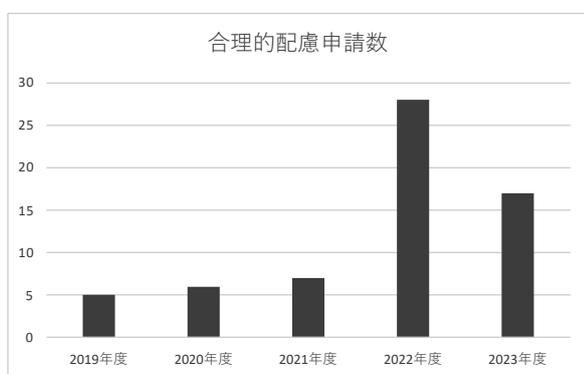


図1. 合理的配慮申請数

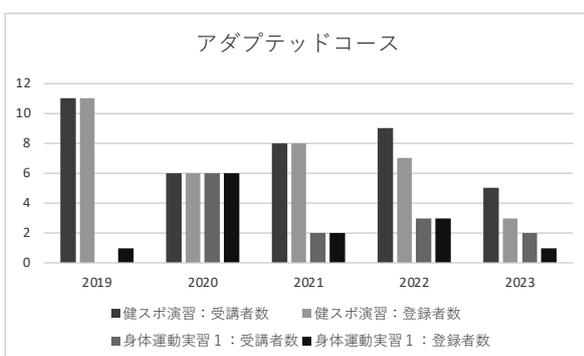


図2. アダプテッドコース受講者及び登録者数

3) 「アダプテッドコース」受講者の事例報告

表2は、「健康・スポーツ科学演習：アダプテッドコース」を受講した学生のレポートから一部抜粋したものである。

近年の「アダプテッドコース」では、個別あるいは少人数での対応を希望する学生が多い。また、受講学生の病気・障害に対応するため、比較的軽い運動や軽スポーツを実施することが多い。

そのような中で学生Aに実施した授業内容は、比較的大きな身体的負荷の運動を中心とするものであったことから、稀な事例であった。

身体的問題（病弱・身体障害：変形性股関節症、病気の手術）から受講した学生Aは、変形性股関節症のため小中高等学校までの体育の授業は見学のみであった。短時間なら歩くことは可能であり「一般コース」の受講は可能であった。しかし、入学直前に他の疾病のための手術を受けており、「一般コース」の授業に出席すること自体に体力的自信がないため少人数受講を希望するという合理的配慮の申請があり、「アダプテッドコース」を受講してきたものである。

授業内容としては、自分の健康・体力状態を認識すること、筋力トレーニングによる体力の向上、毎日の生活の中でのトレーニングメニューの設定（目標設定スキル）、身体的緊張が強かったためリラクセーションの実施やストレス対処スキルの向上などを行なった。なお、本人の状況に関して相談しながら無理のない範囲で授業内容を決定した。

小中高校では体育はすべて見学でほぼ運動を実施していないことから、「身体に筋肉がない」「お尻がふにゃふにゃだね」という状況であったため、「歩くための筋肉をつけよう！」と安全に留意しながら筋力トレーニングの実施に重点をおいた。毎回授業翌日には筋肉痛になるなど「アダプテッドコース」としては稀に見る「きつい」内容であったが、本人の真面目な性格もあり、自宅での筋力トレーニングも継続していたことから、目に見えて成果が上がっていった。授業終了後も日常生活の中で実施可能な筋力を低下させない運動を継続できるように指導した。4年後の3月の時点で、日常生活には全く支障なく歩行できていることを確認済みである。

このケースは小学校の頃から「運動はできない」前提で体育を見学していたものであり、個別に自己の身体を注意深く観察しながらトレーニングを実施することにより筋力がつき長時間の歩行が可能になった。大学入学までの正確な経緯が不明なため断言することは

できないが、少なくとも簡単な筋力トレーニングの実施により生活活動の範囲が広がったことから、「運動をしない」授業よりも「可能な運動を実施する」授業の選択が本人に利する結果となった事例である。

学生Aの授業内容は稀なものであったが、学生B～Eは通常の「アダプテッドコース」の授業を実施した。授業内容としては、ライフスキルの授業の際に、ボッチャ、ビリヤード、ダーツ、卓球バレー、インディアカなどの軽スポーツや、卓球、バドミントンなどのスポーツを教材として実施した。授業の内容は障害に対応するため年度によって異なるが、毎年受講者数は1名～数名で少人数であることから、少人数体制でのきめ細かい対応が良い影響を及ぼしたという報告が多い。希望する配慮内容が「大人数での受講を避けたい」という学生もいるが、そうでない学生にとっても少人数であったことが功を奏したといえる。また、大学に入学するまでは見学が多かったこと、あるいは、体育が嫌いであったことなどが記述されていた。さらに、学生Eのように、「アダプテッドコース」を受講する

ことに抵抗を感じ、「がんばって」通常のクラスを受講したものの結局単位取得ができず、改めて「アダプテッドコース」を受講するに至った学生も時折見受けられる。

以上のように「アダプテッドコース」を受講した学生を見ていると、通常の授業以外の「特別な」コースを設けることで、よりよい「体育体験」ができていくことが推察できる。

4. 大学体育授業と合理的配慮における課題

前述したように「教育の本質や評価基準の変更」は合理的配慮に当たらない。従って、授業の方法の変更・調整をしながらも学修目標に到達できているかを評価する方法を確立することは重要である。そのためにも、大学体育授業で合理的配慮を実施するに伴って必要なことは、「体育授業の本質」とは何か、また、「単位取得にあたって必要な基準」とは何か、を明確にすることである。

まず、「単位取得にあたって必要な基準」を明確に

表2. アダプテッドコースを受講した学生のレポートからの一部抜粋

	障害の 카테고리	学生のコメント
学生A	病弱・身体障害	小さな頃は普通に運動していたように記憶しているが、小学3年生ごろから変形性股関節症と診断され、小中高校の体育では見学ばかりだった。毎回の授業では筋肉痛になりつつも楽しく授業を受けることができた。授業開始の頃(4月)は30分歩くことも難しかったが、授業が終了する頃(8月)には、母と買い物に行きついたら3時間くらい歩いていた。全然痛みが生じず長時間歩いているという自覚もなかった。股関節の痛みが軽減されて、日常生活に支障をきたすことがほとんどなくなった。こんなふうに普通に歩けるようになるとは思ってなかったので、すごく嬉しい。
学生B	病弱・身体障害	小中高校では見学が多かったが、実際に様々なスポーツを体験できて楽しかった。
学生C	発達障害	アダプテッドコースでは少人数で、しかもルールなども自分たちで相談して設定できたので、プレッシャーを感じる事がなく、とても気分が楽だった。
学生D	発達障害	子供の頃から運動が苦手な体育の授業がとにかく苦痛で、できるだけ休んでいたが、球技や陸上だけではなくスポーツの多様さや楽しさを学ぶことができ、この授業ではあまり欠席することもなく受講できた。少人数のため、基本的な体の動かし方などをきちんと教えてもらったので上手くできるようになった。
学生E	病弱・精神障害	他の学生と異なる体育のクラス(アダプテッドコース)を受講することに、昨年度は抵抗を感じており、心身共にしんどい中、普通のクラスで数回受講したが継続できなかった。周りと比べて、自分の体力のなさ、運動能力の低さに落ち込み、体も思うように動かず、毎週の体育の時間がとても苦痛で楽しくなかった。今年度はアダプテッドコースを受講することとなり、楽しんで行けるか、続けていけるか、とても不安だった。しかし、いざ受講してみると、自分のペースで、自分の体力や運動能力に合わせて、体を動かしたり、リラックスできたりして、とても気持ちよく、毎週のこの授業の時間が心と身体を落ち着かせられる良い時間となった。アダプテッドコースは、人並みに体力がない私にとって適度な難易度で、しっかり健康増進につながる授業だった。この授業を通して、体を動かすことは疲れるだけではなく、それ以上に元気や笑顔、リラックス効果をもたらしてくれることを再認識できた。

するためには「授業の目的が何か」を確認する必要がある。例えば、運動・スポーツを実施する授業で、授業の「目的」が運動・スポーツの技能向上であった場合、全く運動・スポーツを実施せずに単位を認定することは不可能であるだろう。しかし、何らかの他の目的があり、その「手段」として運動・スポーツが位置づけられているのであれば、他の手段・方法を用いて学修し成果を示すことで単位を認定することは可能になるかもしれない。

本学の「健康・スポーツ科学演習」では、ライフスキルの獲得のために運動・スポーツを「手段」として用いている。通常のスポーツが実施困難な学生でも、軽スポーツやアダプテッドスポーツが実施可能であれば、それらを代替手段として用いることができる。また、身体運動そのものが不可能であったり、運動・スポーツの実施が学生の心身の負担になったりする場合、その他の実施可能な手段でライフスキルを学修することができれば、障害学生が他の学生とともに授業を受講することが可能になり、本来の授業目標も達成できることとなる。

障害のあるなしに関わらず等しく学ぶ機会を得ることを目的としたインクルーシブ教育では、異なる状況の学生が同じ授業を受講し共に学ぶことが想定されている。そのため、障害が理由で受講に困難が生じる場合は、合理的配慮の提供によりその困難を解消することが課題となる。本学の「健康・スポーツ科学演習」のように授業目的がライフスキルの学修であり、運動・スポーツ以外の手段で受講可能であれば、インクルーシブな教育を実践するという点において、実施しやすい授業といえるかもしれない。

次に、「体育授業の本質」とは何か、という問いかけに対しては様々な見解があると思われるが、体育授業において、運動・スポーツを介した身体的体験が重要な位置を占めることは明確であろう。体育授業の特徴は、運動・スポーツを通じた実践活動であるという点にあり、そこには、運動・スポーツのスキル獲得の側面と、運動を身につけること（あるいは実施すること）を通して心身に好ましい影響をもたらすという側面がある。運動・スポーツを「手段」としてライフスキルを獲得する授業であっても、運動・スポーツが内在する価値への期待が前提となっており、座学でライフスキルを学修する授業とは異なる教育的効果が体育に存在することを意味している。

保健体育科の教育目標は、小学校・中学校・高等学校を通じて「心と体を一体として捉え、生涯にわたっ

て心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成すること」（文部科学省、2017；文部科学省、2018）とされており、発育・発達の時期に身体・運動能力を向上させること、運動・スポーツの基礎的知識と技能を修得することが重要になってくるため、実際に身体運動を実施する必要が生じてくる。従って、集団活動の中で他者と同様の運動・スポーツができない状況が生じた場合、教育の本質や評価基準の変更をせずに合理的配慮を実施することを考えると困難なケースが想定される。

一方、大学では、大学設置基準の大綱化（1991年）に伴って、大学保健体育の理念や在り方等について基本的な考え方を示すために構想された「大学保健体育基本構想」において「保健体育科目は、大学教育の一環として、身体や身体運動に関する幅広い知識や技術を授け、学問的な思考態度を養うとともに、身体や身体運動を通して知的、道徳的、身体的教養を育成し、心身ともに健康で豊かな人間性の発達を図ることを目的とする。」とされている（大学体育改革委員会、1991）。また、高校までの保健体育はその学習内容が学習指導要領で定められているのに対して、大学では各大学の理念に基づいた教育方針に従ってその内容が定められることとなる。

大学は高校までに学んだ基礎的知識や技能に基づいて専門分野の知識を習得する高等教育機関である。知識や経験に基づいた創造的・批判的な視点を培い、新たな知識や技能を創出し、問題解決能力を身につけていくための教養教育を行うことが期待されており、大学体育においてもそのような能力を育成する場となることが期待される。すなわち、高校までに学習した運動・スポーツを介して立場が異なる他者と主体的に関わり、新たな視点で問題を解決する能力を身につけるといって授業展開が期待される。

近年では、メンタルヘルスの改善・向上効果、課題探求能力や社会性の育成などの新たな教育目標を掲げる試みが実施され、大学体育授業では身体的側面のみではなく心理社会的側面の効果も示されており、大学体育の新しい教育的価値が提示されつつある（橋本ほか、2012；橋本ほか、2013；森田ほか、2011；森田ほか、2014）。橋本（2012）は、先行研究を概観して、大学での体育授業は運動・スポーツ活動の実践的教育活動であり、体力向上や体脂肪率減少といった身体的効果、感情変化や自己概念の変容などの精神的・心理的效果、ライフスキルの向上や人間関係の醸成といった社会的効果、日常生活活動性の増加などの生活習慣

改善効果があることをあげている(橋本, 2012)。また, 杉山ほか(2001)は, 大学体育の改革構想を教育目的・目標の観点から類型化し, ①健康科学教育型, ②生涯スポーツ教育型, ③身体の教養教育型の3つのモデルをあげている。

本学のカリキュラムにおいても, 必修科目(演習)では, 主に「健康・体力向上を目的とする原理と実践方法の修得」「運動・スポーツ活動を手段化したライフスキルの修得」を授業目的として運動・スポーツ活動を実践し, 選択科目では, 「生涯スポーツを目指した運動・スポーツ教育」「身体・運動そのものを目的とした身体の教養」などを目的とした実践的授業を行っている。

前述したように, 「健康・スポーツ科学演習」は, 運動・スポーツが実施不可能な学生がいた場合, 他の手段を用いることで授業の受講が可能であり, インクルーシブ教育の実践がしやすい授業といえる。しかし, 「身体運動が不可能」であるから, 「身体運動を伴わない手段」で目標を達成できる授業が可能となると, そこには体育である必要があるのかと指摘される危険性が存在している。ライフスキル学修を「目的」とする授業においても, 運動・スポーツを「手段」とすることへの教育的価値にこそ体育としての意義があり, 「手段」であっても潜在的には運動・スポーツ体験そのものに大きな意味が含まれていると考えられる。

一方で, 以前であれば, 障害のために運動・スポーツを実施することができない学生がいた場合, カリキュラム自体を変更する, 一般の学生とは別の場で受講する, などといったことが通常の対応策であったと思われる。かつては, 小中高等学校まで体育は「見学」だったという学生も少なくない。

旧「保健コース」は, 運動・スポーツを軽運動・軽スポーツに変更するなど状況に応じて個別に対応する授業であった。現在の「アダプテッドコース」も少人数での個別対応が可能であるため, 「方法の変更や調整」を個人に特化した内容とすることが可能である。「事例」で紹介した学生Aは, 身体運動を伴わない授業形態で一般コースのクラスへの参加も可能であったが, 「アダプテッドコース」で個別対応することにより自己の健康・体力に個別に向き合い, 身体運動を実施することが可能となった。学生本人が集団での受講を希望した場合には不可能かもしれないが, 個別対応を希望するのであれば個人に特化した学修を提供する機会を設け, 多様な学生に対して有益な体育の授業を展開できる体制を整えておくことは必要だといえる。

他の学生と一緒に学ぶ機会の提供と運動・スポーツ体験の提供, この二つを成立させることは頭の痛い難しい問題であるが, 合理的配慮への対応とともに「体育授業とは何か」という問いかけを続けることは重要である。どのような形であれ, 大学体育授業で運動・スポーツの有益な体験の機会を提供することが, 学生にとって今後のより豊かな人生に資することは確かなことである。そのためにも「機会の均等」を保障し, 教育の本質を見失わずに「方法の変更や調整」を実施するためのさまざまな方法を模索し, 障害学生にとってどのような身体的体験が実施可能かを熟慮することは, 教育の最終段階にある大学生が体育授業を受講する意味や価値を明確にすることにも繋がると考えられる。

5. まとめ

障害者差別解消法の改正により, 国公立, 私立を問わず, すべての大学等において合理的配慮の提供が法的義務を迫ることとなった。大学体育でもその対応への必要が生じているが, 講義種目とは異なり体育は実技をとまなう授業であることからその対応の方法に困難の生じることが想定される。

合理的配慮を実施するにあたっては, 「建設的対話の徹底」および「ダブルスタンダードの不可」が重要であり, 学生本人の意思を尊重することや教育の本質・評価基準の変更をすることはいけないことなどがあげられている。

九州大学では, 50年以上前から障害・傷害のある学生のためのコースが設けられており, 運動・スポーツが実施できない学生への対応がなされてきた。また, 近年のカリキュラム改定により必修授業では, 「健康・体力の維持・向上のための原理と実践方法の学修」「ライフスキルの修得」が授業目的となっている。運動・スポーツはその実施自体が目的ではなく教材としての位置付けとなっていることから, 運動・スポーツが実施できなくても教育の本質等を変更することなく受講可能な状況となっている。

一方, 「体育授業の本質」が何であるかを考えた時, 運動・スポーツを通した身体的体験には重要な意味がある。障害学生が他の学生と同じ授業を受講することを希望し, 運動・スポーツ以外の代替教材による授業が実施可能であった場合, それはインクルーシブ教育の実践にもつながり他の学生にとっても意味のある体験となるかもしれない。しかし, 同時に, 障害を持つ学生にとってどのような身体的体験が実施可能かを熟

慮することは、教育の最終段階にある大学生が体育授業を受講する意味や価値を明確にすることにも繋がると思われる。

注

- (1) 「社会的障壁」とは、「障害者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる、社会における事物、制度、慣行及び観念その他全てのもの」を指す。(資料「国立大学法人九州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」<https://www.kyushu-u.ac.jp/f/43984/2021syuki.pdf>, 九州大学キャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進 HP <https://chc.kyushu-u.ac.jp/organization/barrierfree/>)
- (2) 「基幹教育院」は、教養教育から専門教育さらに大学院教育に至る一貫した教育システムの再構築を目的に2011年(平成23)10月に設置された九州大学の教育組織である。
- (3) 「合理的配慮」
インクルージョン支援推進室資料より
https://chc.kyushu-u.ac.jp/chcwp/site/wp-content/uploads/2023/02/barrierfree_012.pdf
- (4) 「過重な負担」については、「障害者差別解消法の趣旨を損なうこと(具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈することなど)なく、個別の事案ごとに、その要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断すること」が必要である。
(資料)「国立大学法人九州大学 障害を理由とする差別の解消の推進に関する実施要領」<https://www.kyushu-u.ac.jp/f/27790/yoryo.pdf>

参考文献

- 九州大学健康科学センター年報. 第6巻, 1984.
- 杉山進, 小林勝法, 奈良雅之. 大学体育の現状と課題, 体育・スポーツ哲学研究, 23-2:1-15, 2001.
- 大学体育改革委員会. 大学保健体育基本構想, 大学体育, 18巻1号 p. 35-47, 1991.
- 橋本公雄. 体育実技授業における心理社会的要因を媒介変数としたメンタルヘルス改善・向上効果のモデル構築, 大学体育学, 9:57-67, 2012.
- 橋本公雄. 大学体育授業の成果と課題, 未来を拓く大学体育: 授業研究の理論と方法, 福村出版, pp.45-74, 2012.
- 橋本公雄, 斎藤篤司. 運動継続の心理学 — 快適自己ペースとポジティブ感情, 福村出版, 2013.

森田啓, 引原有輝, 谷合哲行, 東山幸司, 三村尚央, 亀山巖, 黒澤健太郎, 林久仁則, 松元剛, 種目特性と授業形態を探求課題とした教養教育としての大学体育: フラッグフットボールと他大学との交流試合を事例に, 大学体育学第8号, p75-88, 2011.

森田啓. 大学体育が目指すこと — 高校体育, スポーツクラブ体育, 専門体育との関係から —, 対学体育研究第36号, p39-50, 2014.

文部科学省. 小学校学習指導要領解説 体育編, 2017.
文部科学省. 高等学校学習指導要領解説 保健体育編 体育編, 2018.

文部科学省. 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第三次まとめ), 2018.